

第4次恩納村観光振興計画策定支援業務に係る 事業者選定実施要領

令和8年4月23日

恩納村

1 目的

本村では第3次恩納村観光振興計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）が終了することから、令和8年度に第4次計画を策定し、令和9年度からの施行を目指すものである。

本実施要領は、「第4次恩納村観光振興計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第4次恩納村観光振興計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第4次恩納村観光振興計画策定支援業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本件予算が成立しない場合はこの限りではない。

また、業務態度及び目標数値の達成が見込めない又は成果が認められないと判断した場合は契約を解除することがある。

(4) 委託金額の上限

13,600,000円とする。（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける企画提案は、委託業務の具体的な成果物を求めるものではなく、事業者の取組方針・観光振興の知見・実行力を評価するものとする。ただし、提案にあたっては、恩納村の観光特性を踏まえた具体的な考察や施策の方向性を示すなど、方針の根拠と実現可能性を示す内容とすること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のすべての要件を満たす事業者（法人）とする。ただし、同一事業者が複数の事業提案をすることはできない。

- (1) 沖縄県内に本店、支店または営業所を有すること。
- (2) 過去5年以内に国・沖縄県・市町村等が発注した観光振興計画等の策定業務を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。なお、アンケート調査・印刷製本等の補助的業務のみの受注実績は含まない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (6) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年10月1日施行条例第14号）の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
- (7) 共同企業体の結成にあたっての要件
 - ① 共同企業体は2者以内で構成されていること。
 - ② 共同企業体の代表構成員が申し込み者であること。
 - ③ 共同企業体は、通知された方法に基づき、契約担当者に対し参加申し込み時に共同企業体協定書を提出すること。
 - ④ 代表企業においては、参加資格を全て満たすこと。
 - ⑤ 構成員全員が(1)(3)～(6)の要件を満たすこと
 - ⑥ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。なお、（予定）とあるものは、事務の都合により変更となる場合がある。

件名	期限等
実施要領の公表（村HP掲載）	令和8年4月23日（木）
質問書の提出期限	令和8年4月30日（木）正午まで

質問への回答	令和8年5月1日（金）（予定）
参加表明書等の提出期限	令和8年5月8日（金）正午まで
参加資格審査結果通知	令和8年5月12日（火）（予定）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月15日（金）正午まで
審査期間（プレゼン含む）	令和8年5月18日（月）～22日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年5月26日（火）（予定）
契約締結	担当課から連絡する。
契約の履行	契約書等に従い、契約期間内に履行するもの等。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年4月23日（木）から
- (2) 配布場所 恩納村ホームページ上からのダウンロードによる。

6 参加表明書等の提出

事業者は、次により参加表明書等を提出すること。

参加表明を行った事業者に対しては、参加資格審査終了後に結果通知書を交付する。なお、提出期間内に参加表明書等を提出しない者、または審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本企画提案に参加することができない。

(1) 提出期限

令和8年5月8日（金）正午まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 参加事業者等概要説明書（様式第2号）
- ③ 事業経歴書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 定款の写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ 直近の決算書類
- ⑧ 共同企業体協定書（任意様式）もしくは委任状（任意様式）※共同企業体のみ

(3) 提出先及び提出方法

担当課まで持参または郵送（書留郵便・提出期限必着）すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査終了後、令和8年5月12日（火）（予定）までに参加資格審査結果通知書（様式第5号）を電子メールにて送付する。

(5) 参加資格の喪失

通知後、次のいずれかに該当する場合は、本企画提案に参加することができない。

- ① 実施要領3の参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

7 質問及び回答

(1) 質問の方法

- ① FAX または電子メールにより質問書（様式第6号）を提出すること。（着信を確認すること。）
- ② 電話その他の方法による質問は一切受け付けない。
- ③ 質問書に従い作成し、質問箇所および内容をわかりやすく記載すること。

(2) 質問書の受付期間

令和8年4月23日（木）から令和8年4月30日（木）正午まで（時間厳守）

(3) 回答方法

提出された質問をとりまとめ、参加表明書を提出したすべての事業者へ電子メール等で送付する。回答日は令和8年5月1日（金）までとする。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和8年4月23日（木）から令和8年5月15日（金）正午まで（時間厳守）

(2) 提出物

- ① 企画提案書（A4判 任意様式 表紙を除き 20 頁以内（両面印刷の場合は 10 枚以内））
 - ・ 本業務に対する基本的な考え方・取組方針を記載すること。
 - ・ 仕様書の各業務項目における進め方を記載すること。
 - ・ 業務スケジュールおよび実施体制を記載すること。
 - ・ 類似業務の実績および担当予定者の経歴を記載すること。

② 見積書及び見積り内訳書（A4判 任意様式）

（3） 提出部数

- ① 印刷8部 ※紙ファイルまたはチューブファイルに閉じたもので提出すること。
- ② 電子データ（PDF） ※メール添付ないしDVDに書き込んだもので提出すること。

（4） 提出先及び提出方法

印刷およびDVDは担当課まで持参または郵送（書留郵便・提出期限必着）すること。

（5） その他

提出期限後の企画提案書等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、村から資料の追加提出を求めることがある。

9 審査方法

（1） 提案内容の評価

参加者からの企画提案を「第4次恩納村観光振興計画策定支援業務」プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案評価基準（別表）に基づき公平かつ客観的に評価する。

一次審査として企画提案書およびその他提出資料について書類審査を行い、結果を全参加者に対して通知する。なお、参加者が4者以上の場合には、二次審査プレゼンテーションを実施する者を3者に絞り込むものとする。

二次審査として企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの詳細については、一次審査結果後、恩納村より連絡を行う。

（2） 委員会開催

令和8年5月18日（月）から5月22日（金）の期間に開催する（予定）。

（3） 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類を期限を過ぎて提出した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が予定価格を超えている場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があると村が認める場合

10 最優先候補者の決定

本企画提案の最優先候補者は、次により決定する。

- （1） 委員会において得点上位の参加者から順位付けをし、第1位の者を最優先候補者とする。なお、参加者が1者の場合は、評価点の7割以上を獲得した場合に限り最優先候補者とする。

- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各参加者に通知する。最優先候補者に選定された参加者に対し、選定結果通知書（様式第7号）により通知する。
- (3) 審査内容および選定結果に対する問い合わせには応じない。審査結果に対する異議申立ても受け付けない。

1.1 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。また、特別な理由により最優先候補者と契約締結ができない場合は、他の参加者のうち順位が上位の者（評価点の7割以上を獲得）から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した参加者と本村は契約締結とする。
- (2) 両者で契約内容について協議した上で契約書を作成する。

1.2 その他の留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、恩納村が承諾したものについてはこの限りではない。
- (5) 企画提案の提出を辞退する場合は、担当課あてに、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (6) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、本村が本案件のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は一切返却しない。
- (8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、恩納村情報公開条例（平成15年恩納村条例第9号）に基づき、提出書類を公開することがある。

1.3 担当課

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 商工観光課

TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045 E-mail shoukou@vill.onna.lg.jp